第２　一般債権
１　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち、後記第３の１にて定義する関係者債権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び免除
⑴　一般債権の弁済
一般債権の弁済は、清算株式会社の全資産の換価が終了した日または本協定認可決定確定日のいずれか遅い日から１ヶ月以内に、清算株式会社の全資産の換価により得た金員から、本特別清算手続が結了するまでに発生しまたは発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために支出した清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した後の金額を弁済原資として、別紙協定債権額一覧表記載の株式会社北國銀行、のと共栄信用金庫、石川県信用保証協会、株式会社日本政策金融公庫、北国総合リース株式会社に対し、それぞれの債権額に応じて按分した額を弁済する。
⑵　一般債権の免除
一般債権者は、第２の２⑴の弁済を受けたときに、その余の一般債権をすべて免除する。なお、第２の２⑴の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。
⑶　追加弁済
第２の２⑴による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙協定債権額一覧表記載の株式会社北國銀行、のと共栄信用金庫、石川県信用保証協会、株式会社日本政策金融公庫、北国総合リース株式会社に対して、それぞれの債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、第２の２⑵による免除の効力は失われるものとする。

第３　関係者債権
１　関係者債権の定義
関係者債権とは、別紙協定債権額一覧表記載のうち、浅野哲洋及び浅野賢美が有する債権をいう。
２　関係者債権についての免除
関係者債権者は、本協定認可決定確定時において、関係者債権をすべて免除する。
（別紙省略）

以上
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定